

実施要領等に関する質問への回答

No.	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
1	資料2 業務仕様書	1	・作成したキャッチフレーズが商標登録可能なものであれば商標登録を行うこと。	商標登録申請はキャッチフレーズが決定・発表した後からの作業という理解で良いか？	キャッチフレーズを決定後、作業を進めていただくことになります。
2	資料2 業務仕様書	1	・作成したキャッチフレーズが商標登録可能なものであれば商標登録を行うこと。	商標登録申請(キャッチフレーズ1件)に関わる費用計上は必須か？	商標登録が可能であれば手続きしていただくので、費用は必ず計上してください。